



子どもが自転車を
運転する場合も
保護者が加入しましょう

神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

自転車損害賠償 責任保険等への加入が 10月から義務化されます。

自転車事故の高額賠償事例

約9,500万円 (平成25年7月神戸地方裁判所)

自転車の安全で適正な利用と自転車事故の被害者を速やかに救済し、
加害者の経済的負担を軽減するため、
県では、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を
4月から施行しています。

ご自身の保険等加入状況はホームページをチェック

神奈川県 自転車条例

検索